

中国OTA招請香川・高知ファムツアー事業実施業務委託 仕様書

1 委託業務名

中国OTA招請香川・高知ファムツアー事業実施業務

2 実施主体

公益社団法人香川県観光協会

公益財団法人高知県観光コンベンション協会

四国旅客鉄道株式会社

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月7日まで

4 業務の目的

香川県・高知県（以下、「2県」という。）エリアが有する絶景や屋外の観光地等、リラクゼーションに資するコンテンツなどの特徴を中国人観光客に訴求することにより2県への誘客を促進するため、現在、中国人観光客の主流であるFIT向けの商品販売に強みを持つ中国の現地OTA（Online Travel Agency）を招請した旅行商品造成等のためのファムツアーを実施する。

このとき、四国旅客鉄道株式会社が有する2県を走る鉄道網（訪日外国人向け鉄道パス「ALL SHIKOKU Rail Pass」の活用を前提とした移動手段）も旅行商品に加えて、広域でダイナミックな行程を中国人観光客に提案できることが期待できる。

5 業務の概要

(1) テーマ

瀬戸内海から太平洋へ

～鉄道・バスを利用した四国地方縦断による食文化と美景を巡る旅～

(2) 想定するターゲット

20～40代女性（主に訪日リピーター層）

(3) 具体的内容（一例、前記4の目的に適う範囲において追加的な提案も可能とする。その場合には審査において適切に評価する。）

香川県及び高知県が有する観光資源のうち、前記(1)記載のテーマを念頭に、前記(2)記載のターゲットに訴求できるコンテンツを抽出し、商品化及び販路拡大を目指すことができる新しいモデルコースを提案のうえ、後記の点に留意してファムツアーを企画及び催行すること。

また、ファムツアー実施後に、招請したOTAを交えた意見交換会を実施することにより、行程案の改善点を見出し、商品化に向けたブラッシュアップを行うこと。

併せて、招請した旅行会社が円滑に商品造成及び販売促進が行えるようアフターフォローを行うこと。

ア 実施期間

令和6年10月以降（詳細は実施主体と協議のうえ決定）

イ 招請する旅行会社

前記2記載の実施主体と連携した旅行商品の造成意欲があり、中国市場において販売力又は販売実績のあるOTAを2社（2名以上）選定し、商品造成担当者等（以下、「被招請者」という。）を招請すること（※選定した旅行会社の概要と選定理由を記載すること。）。

ウ 行程、視察箇所等

- ・香川県及び高知県において宿泊を伴う4泊5日程度のツアーを実施すること。
- ・高松空港を発着空港とした春秋航空が運航する国際定期便及び四国旅客鉄道株式会社が運行する鉄道の利用を前提とした行程を作成すること。
- ・行程の作成に当たっては、前記(1)記載のテーマに基づいた行程を作成すること（※観光コンテンツ等を提案した理由を記載すること。）。
- ・ツアー終了後に、香川県及び高知県の観光コンテンツについて被招請者が理解を深め、さらに被招請者からの要望や意見をヒアリングできる場を設けること。

エ 移動手段

- ・原則として公共交通機関を利用すること。ただし、合理的な理由がある場合は、それ以外の移動手段も可能とする。

オ 宿泊、飲食等

- ・1室1名で利用することを基本とする。
- ・食事は1日3回分（朝、昼、夕の3食）を提供すること。昼、夕食については、飲物代も含めること。

カ 通訳者、添乗員

- ・通訳者及び添乗員を各1名以上手配すること。通訳者が添乗業務を兼務することも可能とする。
- ・通訳者は、香川県及び高知県に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

キ 被招請者との意見交換会（実施、意見集約、改善点報告、翻訳含む）

被招請者との意見交換会を実施し、行程案の改善点を見出し、商品化に向けたブラッシュアップを行うこと。

ク アフターフォロー（商品造成・販売促進）

ツアー後、被招請者による商品造成を円滑に進めるため、情報提供等のセールス活動を行うこと。さらに、旅行商品の確実な予約販売につなげるためのプロモーション活動を行う等、実効性のある取組を実施すること（※実効性があると考えられる販売促進策の具体的方法と実効性があると考えられる理由を記載すること。）。

また、商品造成に関し、地元関係団体（市町村、市町村観光協会等）の意見を踏まえるなど、地元との調整を十分図ったうえで、被招請者とともに取り組むこと。

ケ 安全確保・緊急事態等への対応

- ・安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時に取得する対応等を含む）を具体的かつ詳細に記載すること。
- ・視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。
- ・本事業に係る傷害保険等の加入について記載すること。
- ・業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。

6 目標と成果指標

【アウトプット】

招請旅行会社数：2社2名以上

旅行商品（着地型を含む）造成数：各社3本以上、計6本以上

【アウトカム】

旅行商品の予約販売数及び売上金額：20件・2,000千円以上

7 成果物

(1) 業務実施報告書

ア 内容

業務実施報告書には、ファムツアーの参加者名簿、ツアーの内容、ツアー後の意見交換会における意見の分析結果及びそれに基づく改善の内容、前記6を踏まえた被招請者による商品造成実績並びに造成予定を含む事業全体の報告を記載すること。

また、四国旅客鉄道株式会社が販売する訪日外国人向け鉄道パス「ALL SHIKOKU Rail Pass」単体の売上枚数も記載すること。

イ 提出先及び部数

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

公益社団法人香川県観光協会（担当：大西（おおにし））

TEL：087-832-3363 FAX：087-831-9606

E-mail：te6394@pref.kagawa.lg.jp

- ・業務実施報告書（紙：1部（A4版カラー冊子）、電子媒体：1部）

※ 電子媒体はCD又はDVDとし、Microsoft word2007以上、Microsoft Excel2007以上、Microsoft Power Point2007以上において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。

(2) 成果物の著作権及び所有権

成果物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権は、（公社）香川県観光協会に帰属するものとする。

8 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、実施主体との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

9 企画提案における留意事項

- ・基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制、円滑な運営に資する施策について明記すること。
- ・旅行商品造成、ファミツアー実施の企画立案、販売促進策の実施に当たっては、前記6を参考とし定量的な目標値及び定性的な目標を設定の上、その考え方を明記すること。

10 その他の留意事項

- ・事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・本業務委託の実施にあつては、実施主体と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る実施主体からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。但し、あらかじめ実施主体から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・必要な調整については、原則として受託者が行うこと。
- ・本業務委託の実施による成果物は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。
- ・本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じたときは、実施主体及び受託者の協議の上、決定することとする。

11 本業務委託の委託上限額

2, 250千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

12 本業務委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

13 本業務委託の委託料の支払

完了払い

14 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、実施主体と受託者との間で実施内容の協議を行った上で、仕様書に定める。

以上